

Newsletter

日本IPBAの会

お問い合わせ：日本IPBAの会 c/o IPBA事務局 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7F
 Tel. 03-5786-6796 Fax. 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: http://ipbajp.com

IPBA 第27回オークランド大会



2017年4月6日～9日
 SKYCITY Auckland Convention Centre

ニュージーランドの変わらぬ魅力

IPBA元President、日本IPBAの会会長
 国谷 史朗（弁護士法人 大江橋法律事務所）

1. 3回目のオークランド

IPBAが創立されて間もない頃、オークランドでAnnual Conferenceが開催された時に訪れたのが最初、数年前に中間理事会のために再訪、今回が3度目の訪問となった。自然が豊かで、空港に降りた瞬間から安らいだ気分になった。

2. セッション参加者の多さと質の高さ

Plenary Sessionでは、米国の脱退表明により先行きが不透明になったTPPについての討議が行われた。多国間貿易協定の交渉に深く関与してきた他国からのスピーカーに加えて大江橋法律事務所の近藤直生弁護士の、経済産業省での勤務時のWTO関連の業務経験を生かした堂々としたスピーカーぶりは印象的だった。ニュージーランド、チリなどの小国も多国間協定の交渉においては中心的な役割を果たしてきており、日本も米国に遠慮せずに、多国間交渉を引っ張っていく気概を見せてほしいと思った。

人工知能に関するセッションに参加しようと思ったが、少し遅れて会場に到着すると、既に室内は一杯で立ち見の状態であるため断念。会社の刑事責任と捜査のセッションに参加した。企業活動に伴う会社役員の訴追など各国共通のテーマについての比較ができ、有益であった。

国際仲裁における倫理規範の影響のセッションにおいては、西村あさひ法律事務所の河端雄太郎弁護士がスピーカーを務め、仲裁人の利益相反、倫理規範の問題を取り上げていた。私も仲裁人として実際の案件を担当する場合には、倫理規範にはかなり注意を払っているが、各国の状況に応じた議論は参考になった。

危機的状況に陥ったM&A取引のセッションにおいては、森・濱田松本法律事務所の小松岳志弁護士が、スピーカーを務めていた。我が国でも、企業再生や組織再編に伴ってM&A取引が行われることがむしろ一般的となっているが、倒産法制の実務が十分浸透していないアジア各国における今後の動向に興味を持ちつつ聞いた。

APEC CommitteeとCross-Border Investment Committee共催のAPEC地域における中小企業及びCross-Border取引のセッションにおいては、Cross-Border Investment CommitteeのChairである大江橋法律事務所の林依利子弁護士とAPEC CommitteeのChairに就任された森・濱田松本法律事務所の石本茂彦弁護士がスピーカーを務められた。中小企業への資金提供と担保取得などの課題整理は、アジア地域でのビジネスの発展に不可欠。今年のAPEC主催国であるベトナムのダナンで開催予定のAPEC Committeeのローカルシンポにも注目したい。

私の出たセッションは、出席者も多く、内容も充実していた。全体的にセッションのレベルが高かったという話も聞いた。IPBAに長年携わってきた者としては、大会の中心であるセッションの活性化は嬉しい限り。

3. Japan Nightとソーシャルイベント

今年も、各国の多数の参加者（100名をはるかに超える）が集まり、盛大に開催された。MCである日比谷中田法律事務所の寺田知洋弁護士から、事前に“Tell me something I do not know”即ち、参加者が全く知らない、驚くような話をしてほしいとのリクエストがあった。

- (1) Surprisingであること
- (2) worth knowingであること
- (3) demonstrably trueであること

の3要件を課された。悩んだ末、私の小学生時代の話をした。田舎の自宅の庭の鶏小屋からその朝採れたての生卵を集めて家族の朝食に提供するのが私の大切な務め。ある日大きなヘビが卵を飲み込み、ヘビと私とのサバイバルゲームになった。ニュージーランドでは何の驚きもない自然なことだったかもしれない。



Japan Nightにて

プレナリーセッション スピーカーを務めて

International Trade Committee Vice-Chair

近藤 直生 (弁護士法人 大江橋法律事務所)

クアラルンプールに続き、2回目のIPBA本大会への参加となりました。今回は、プログラム初日のプレナリーセッションに、スピーカーとして参加したので、そのことを中心にお話しさせていただきます。

1. プレナリー参加のお誘いを受けて

- (1) テーマ企画の背景

プレナリーセッションのテーマは、TPPでした。

何年間もの交渉を経て、ようやく形になったTPPでしたが、トランプ氏が大統領に当選して、先行きが見えなくなりました。

トランプ大統領は、公約通り、就任直後に、TPPからの脱退を表明しました。

アメリカが抜けた以上、もはやTPPは日の目をみないのでは？残った国だけで続けるのは無理では？との認識が広まっていました。メディアでは、TPP is Deadという文字が日々躍る中、このセッションは企画されました。

- (2) セッション打診から当日まで

セッションへの参加を打診されたのは、2月の下旬でした。

プレナリーということで、このセッションは、スピーカーが一定のテーマについて発表するという、一般的なスタイルではありませんでした。個別の発表はナシで、司会進行をするモデレーターが適宜話題をふって、登壇者が応答して、議論するというものでした。

本番は4月7日でしたので、あまり時間はありませんでした。が、どのような流れで、誰がどのような話をするか程度は、事前にすり合わせておくのだろうと思っていました。実際は、モデレーターから、だいたいこんなことを聞くからよろしく！と一斉メールがあった以外、打合せ的なものは一切ありませんでした。ほぼぶっつけ本番の状態、当日を迎えたわけです。

余談ですが、企画を引っ張っていたのは、アメリカのCoreyさんだったので、ネイティブはこんな感覚なのかなと思っていました。前夜のJAPAN NIGHTで、たまたま話したサンフランシスコの弁護士さんに、このことをふってみました。その方も、IPBAでは、今回初めてスピーカーをするとのことでした。ほかの会議では事前に入念な打ち合わせをすることが多いが、今回は電話会議を一度しただけだった、そちらはそれ以上にぶっつけだなど、驚いていました。ですので、必ずしもネイティブのスタンダード、というわけでもないようです。ざっくりしている部分もあるのかもしれませんが、肩肘張らないアットホームな雰囲気は、IPBAのいいところかなと思います。

2. プレナリー参加に向けて

- (1) 事前の準備

私自身の準備としては、TPPの交渉経緯について、ひととおりおさらいしました。

TPPについては、これまで何回か、文章を書いたり、研究会で発表しましたが、自動車、関税、農業、サプライチェーンといった、個別分野の分析が中心でした。

今回のセッションでは、アメリカが抜けてどうなる？が問題なので、残った11の国が、アメリカがいなくなるとどう考えるか、TPP参加に対する各国の政治的・経済的な動機を、理解しておく必要がありました。

この時期は、日々状況が動いていたので、お世話になっている大学の先生にお話しを聞きに行ったり、次々に発表される報道資料や論文をフォローしたり、当日ぎりぎりまで、最新情報をキャッチアップできるよう努めました。

(2) ニュージーランドはTPPの立役者

① 少し歴史をひも解いてみると、TPPは、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国が2005年に締結した、P4（ピーフォー）という協定を原型としています。

それにアメリカなどが順次加わり、最後に日本が参加表明をして、12か国間で合意した経緯を辿っています。

このP4の源流をみると、ニュージーランド・シンガポール間で、2000年に締結された経済貿易協定（FTA）を出発点としています。この2国間のFTAが拡大して、P4となり、さらにTPPに発展していったのです。

② この背景には、ニュージーランド単独では、アメリカがFTAを結んでくれないという事情がありました。

乳製品の輸出国であるニュージーランドにとっては、低い関税で巨大市場アメリカに乳製品を輸出できることは、大きなメリットです。アメリカからすると、市場規模の小さいニュージーランド相手では、輸出面のメリットがあまりありません。逆に、輸入乳製品が増加すると、国内の酪農事業者が打撃を受けてしまいます。結局、アメリカに得になることはあまりないので、FTAを結んで、貿易を自由化しようということには、なりにくいわけです。

ニュージーランドだけでは難しいとしても、他国を巻き込んで、アメリカにもメリットがあるパッケージを提供すれば、話は変わってきます。いわば抱き合わせで、ニュージーランドもアメリカ市場へのアクセスを得ようというわけです。

このような戦略的な思惑からすると、アメリカが抜けることは大きな痛手です。他方、輸出国であるニュージーランドには、アメリカがいなくても、広域にわたり自由貿易を推進するメリットがあります。いつかアメリカが戻ってくる可能性もありますので、枠組み自体は維持することに、魅力を感じるはずです。

③ TPPの交渉過程では、アメリカと日本ばかりが目立ちがちでした。TPP構想の実現には、実は、ニュージーランドが大きな役割を果たしていたのです。

そのニュージーランドで、まさに瀬戸際に立たされているTPPを議論するというのは、おもしろい巡り合わせです。

(3) 日本への注目

アメリカ脱退後、TPPの行く末のカギを握るのは、言うまでも日本です。

ほとんどの参加国がアメリカの動向をみて国内手続をとめているなか、日本は、他国に先駆けて、批准手続を済ませ、国内法も整備しました。

日本政府は、戻ってくるようアメリカを説得すると言いつつ、アメリカ抜きでは意味がないとも話していました。TPPを諦めるのか、アメリカ抜きでも進めるのか。各国から、日本の姿勢が、まさに注目されていた時期でした。



写真：筆者提供

3. 本番

(1) 開始前に気になったこと

本番は、7日の午前11時からでした。開始30分程前に会場に到着しました。会議場に入ってもっとも気になったのは、壇上がオープンスペースになっていたことです。私自身は、机があるか、立ったままで、自然と、上半身にオーディエンスの視線が集まる設営しか、経験がありませんでした。

プレナリーなので、このような状況を、ある程度予想していました。しかし、いざイスだけが並んだひな壇を目の当たりにすると、どう座ればいいのか、急に気になりました。妙案もないので、開き直るしかありません。

テレビで見る座談会的なものでは、みんな脚を組んでリラックスしているイメージがあったので、そのスタイルでいくことにしました。実際、会場からどう見えたかは、こわくて聞いていません。

(2) セッションにて

スピーカーの出身国は、中国、イギリス、インドネシア、日本、ニュージーランド、ペルー、アメリカでした。



中国のShiさんからは、中国はTPPのような（貿易自由度の）高い規律は好まない、別の枠組みを進めることになるだろうとの発言がありました。ペルーのFernandoさんからは、ペルーのような小さな国と日本のような大国とでは、アメリカ脱退の受けとめ方が違うと言われていました。イギリスのPaulさんは、アメリカが抜けるなら、BrexitしたイギリスがTPPに入ってはどうかとの議論を紹介されていました。

日本、アメリカやASEAN諸国のコメントは、メディアでもよく紹介されていますが、ラテンアメリカや、TPPに入っていない中国やイギリスの見方を、直接聞ける機会はあまりないので、私自身とても勉強になり、楽しい時間となりました。

セッションは、予定通り90分で滞りなく終了しました。事前の打ち合わせをまったくしなかったわりに、議論はとても盛り上がりました。モデレーターのコレイさんがうまく仕切ってくれました。

セッションが終わった後に、ニュージーランドのTraceyさんが声をかけてくれました。Traceyさんは、ニュージーランド政府内の法律専門家として、TPP交渉に直接携わっていました。交渉のため日本にも来たそうですが、空港近くのホテルに丸1週間缶詰だったそうです。そのときは、まったく日本を楽しめなかったもので、ぜひまた訪問したいとのことでした。日本に興味をもってもらえるのは、うれしいものです。

4. おわりに

IPBAは、とてもフレンドリーな雰囲気なので、終始リラックスして臨むことができました。またの機会が楽しみです。

お読みいただきありがとうございました。

What is Keeping Me Awake at Night

井上 広樹（長島・大野・常松法律事務所）

IPBA年次総会に参加するのが何回目なのかよくわからないが、ここ数年はLegal Practice CommitteeのVice Chairを務めている関係で毎年参加している。今年のLegal Practice Committeeのセッションのテーマは「What is Keeping Me Awake at Night」、つまり法律事務所のマネジメントメンバーが夜寝られなくなるほど悩んでいることを開陳せよ、ということである。「お前もマネジメントをやっているのだから、何か悩みがあるだろう」と言われ、昨年についてスピーカーにされてしまった。

私はほぼ毎晩酒を飲んで気持ちよく寝てしまうので、夜寝られなくなるほどの悩みなどない。4月に入っても話すべきテーマが決まらず、気持ちはあせるばかり。夜眠れなくなってしまった。「夜眠れなくなる理由、それは、、、時差」というスピーチ冒頭のジョークだけは決まったが、肝心の中身が決まらない。今年はプレゼンテーション資料を事前に提出する必要がなかったので、だらだらと迷い続けたまま日本を出発した。

結局テーマに選んだのは「働き方改革」。私が所属する事務所の今年の経営課題の1つである。電通事件を紹介し、「働き方改革」の波がプロフェッショナルと呼ばれる職業にも押し寄せてきていることを、私が所属する事務所のパートナーやアソシエイトの実際の稼働時間や過重労働を防ぐための取り組みにも触れつつ説明した。ただ、正直なところ、冒頭のジョークを除き、聴衆の受けは今一歩。昨年、日本の大手法律事務所のパートナーやアソシエイトの報酬体系について話した時とは明らかに食いつきが違った。やはり、「働き方改革」は日本にユニークな課題であり、「アソシエイトの働き過ぎを改めたい」などという悩みに共感してくれる国は多くないのであろう。同じくスピーカーを務めた韓国の弁護士が「日本で起こっていることは何年か後に必ず韓国で起こるから」と興味深く聞いてくれたのが救いであった。彼は、韓国の法律事務所の新たな取り組み、特に法律以外のバックグラウンドをもつ専門家（例えば、投資銀行の経験者やファイナンスの専門家など）を事務所内に抱えて依頼者にワンストップショッピングを提供する試みなどを説明した。むしろ韓国の方が前を歩いているのではないか。ニュージーランドの弁護士は「最近の若手弁護士が事務所に望んでいること」というテーマで、世代間ギャップから生じる悩みを披露した。Q&Aの時間はおそらくこのテーマで盛り上がった。



Farewell receptionにて 写真：筆者提供



IPBAでスピーカーを務めるのは、勉強にもなるし、知り合いも増えるし、楽しいのだが、唯一のマイナスはスピーカーを務めるセッションが終わるまで何となく気が晴れず、カンファレンスを楽しみきれないところである。今年は土曜日の朝にセッションがあったので、土曜日の夜は開放感に包まれた。日本の他事務所の若手の先生方と遅くまでニュージーランドワインを酌み交わした。知らず知らずのうちに酔っ払い、気がついたらワイングラスを倒して広報委員会委員長の林依利子先生の素敵な白のドレスが。。。帰国後、広報委員会からこのニューズレターへの寄稿の依頼があった際に、私に断る選択肢がなかったことは言うまでもない。

それでは皆様、来年マニラでお会いしましょう。

パネリストのすすめ

Intellectual Property Committee Vice-Chair

飯島 歩 (弁護士法人イノベンティア)

IPBA年次総会参加も3度目となった今年、ニュージーランドに初めて足を踏み入れました。オーバーナイトのフライトで朝空港に着き、うとうとしながら乗合タクシーでオークランド市内に移動。午前中だけでも雨天と晴天が何度も入れ替わる、かの地特有の気候の中、かわいらしい港町の光景が待っていました。

私のIPBA歴は浅く、当時の同僚から誘われ、最初に年次総会に参加したのは2014年の香港。お客様気分に参加したのですが、この年のある知財セッションが興味深く、パネリストとセッション後に議論したところ、後日、知的財産法委員会の副委員長にならないか、とのお誘いがありました。副委員長が何をする人なのかも分からず、「IPBAのこと自体よく知らないのに、副委員長なんて務まるのか。」と尋ねたところ、大丈夫とのこと。何が大丈夫かはさておき、何事も経験と思い、引き受けました。



Auckland Museum 写真：筆者提供

その後、クアラルンプール、オークランドと参加しましたが、現時点で私に理解できているのは、副委員長とは、少なくとも、所属する委員会のセッションのパネリストとして話をする人のようだ、ということ。昨年のクアラルンプールでは、急遽他の方の代打をすることにもなって2つのセッションでお話しし、今年のオークランドでもある知財のセッションでお話ししました。



セッションにて 写真：筆者提供

さて、セッションで話す以外何もしたことのない副委員長ですが、私のようにもともと英語がさっぱりダメだった人間にとって、この経験はとても有益に感じます。

今でこそ涉外弁護士のような顔で仕事をしているのですが、もとはといえば、帰国子女弁護士の妻に、親猫にくわえられた子猫のような状態で米国に連れていかれたのがきっかけ。当時、渡米に備えた初めての英語レッスンで、“What, sport, do, you, play?” と、一語ずつ刻みながらの超スロースピードで質問されたのに対し、「うわ、いきなりスポーツできた！ “My name is Ayumu” と “Thank you, have a nice day” と、応用編の “I am a lawyer” しか練習してないのに！」とパニックに陥り、隣にいた妻に「英語でバスケットボールって何だっけ！？」と尋ねる体たらくでした。

そんな状態から20年、英語に対する苦手意識が消えることはなく、日常的なコミュニケーションはともかく、聴衆の前では今でも緊張します。慣れるには場数なのですが、壇上で英語を話す機会は限られる一方、いきなり重い責任が課されるようなシチュエーションは辛い、というのは、大人の英語学習によくある鶏と卵。

この点、IPBAのセッションは、場数を踏むのに最適です。第1に、万が一失敗しても深刻な事態はあり得ず、責任ゆえの緊張を強いられることはありません。第2に、話す時間は1つのセッションで一人あたりせいぜい15分程度なので、脳によるグルコース消費が激しい英語環境でも集中力を維持でき、準備負担も限定的です。第3に、他のパネリストも聴衆も、多くは英語ネイティブではなく、美しい英語は期待されていません（多分）。



第4に、IPBAのアットホームな雰囲気は、国際会議における緊張感をかなり緩和してくれます。第5に、参加を重ねれば他のパネリストとも仲良くなるので、この点でもリラックスできます。

場慣れのための経験を積む上で、かように理想的な環境はなかなかありません。私と同様英語が苦手でも、より多くの日本人弁護士が国際的に活躍してゆくにあたり、IPBAで積極的にパネルに参加し、修練を積み重ねると良いのではないかと、というのが、IPBA初心者の感想です。

Inter-Pacific で活動する弁護士の未来

久保 光太郎（西村あさひ法律事務所）

環太平洋（Inter Pacific）の先行きが大変不透明である。米国でトランプ政権が誕生し、TPPは瀕死の状態。Brexitに代表されるグローバリズムに対する反感はどこまでアジアの域内統合のスピードを減速させるのか。AI、IoTを始めとするテクノロジーは我々の世界をどのように変え、そして弁護士業務にどんなインパクトをもたらすのか。世界を揺るがせるイノベーションを次々と生み出す震源地はアジア新興国ではない。米国西海岸を中心とする先進国である。アジアはそんな「ニュー・ノーマル」の世界でどのような役割を果たすのか。21世紀は果たして本当に「アジアの世紀」になるのか。そんな漠然とした不透明感が環太平洋の視界を曇らせている。

環太平洋地域（Inter Pacific）でクロスボーダーに活動する弁護士たちも、地殻変動の胎動を感じとっている。弁護士業界はそんな世界の潮流にキャッチアップしていくことができるのだろうか。日本やアジアの法律事務所は大丈夫か。クライアント企業のグローバル展開と法律事務所のローカリティの間には大きな大きなギャップがありやしないか。法律事務所は会計事務所と違いグローバルなネットワーク化が進んでいない。せめても域内（Inter Pacific）で各国の弁護士がフラットに連携することはできないか。法律事務所の枠、法域の違いを乗り越えてビジョンを共有したい。インド人や中国人の弁護士はこの点どう考えているのだろうか。うかうかしていると、ネットワーク化に乗り遅れた法律事務所は、会計事務所のグローバル・ネットワークに飲みこまれてしまう。タクシーやホテル業界のように、業態変革をもたらすプレイヤーはまだ見ぬIT企業かもしれない。

さて、域内（Inter Pacific）でクロスボーダーに活動する日本人弁護士の未来はどうか。その数は確実に増加している。特にアジア現地に根を下ろし、日系企業向けにサービス提供する弁護士はここ最近でずいぶん

増えた。私がアジアに飛び出した6、7年前とは隔世の感である。翻って考える。クロスボーダー弁護士（アウトバウンドロイヤー）が提供するバリューとは何なのか。特に現地弁護士と協働することが必要な場合、単純な翻訳を超えて、どのような付加価値を提供することができるのだろうか。アジアでリーガル・サービスを提供する場合、日本の法制度、司法試験にひもづけられた日本法弁護士という資格はどんな意味をもつのだろうか。ビジネスがこれだけボーダーレスになる中、クロスボーダーに活動する弁護士の役割に見合った資格、評価（レイティング）、業務の在り方とは何なのだろうか。

そんな問題意識をもって誰がどこで議論をしているのか（特に忙しい弁護士たちが！）。語り合う中からしか、未来はつむぎ出されない。その意味で、IPBAは貴重なプラットフォームである。また来年、みなさん、飲み明かしましょう！

クアラルンプール～オークランド 広がるネットワーク

Eric Marcks（サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業）

昨年1月にIPBAのパネルに参加しないかとお声をかけていただいた時には、正直申しますと、IPBAという組織は全く存じ上げませんでした。少し調べましたら、パネルはIBAのパネルではなく、クアラルンプールで行われる予定のIPBAのパネルであると分かりました。

昨年1月は、ちょうど二名の同僚の弁護士と外資系事務所から独立して新しい事務所を創立した時期でした。出費ばかりがかさみ、収入がなく、収入がいつ入るかの見通しも立たなかった時期でしたので、せっかくの機会とは思いましたが、IPBAの加入費、飛行機代、宿泊代などの出費が賄えるか随分悩みました。他方で、日本から海外への投資案件にフォーカスしている事務所として喫緊の課題の一つは、新しい海外ネットワークを築くことでした。独立する前までは、以前の事務所の素晴らしい海外ネットワークをいつでも利用できましたが、我々が目指している案件が取り扱えるように、様々な種類の海外事務所と関係を結ぶ必要がありました。IPBAには面白そうな事務所がたくさん参加しているようにしたので、思い切ってIPBAに入会し、KLに飛ぶことにしました。

KLでは、IPBAにご参加の皆さまにどのように自己紹介すればいいのか迷いました。歴史のない無名の事務所名をそのままお伝えするとどなたにもお分かりいただけないのが心配でしたので、次のように自己紹介していました
「Hello, I left *** three months ago to form a cross-border M&A boutique in Tokyo」。あの時、自分の事務所名を最初から伝える自信はなく、前の事務所の威を



借りようとしていました。IPBAで分かったことの一つは、日本も含めて、アジア中、我々のように独立してゼロから事務所を開いた弁護士が大勢いらっしゃるということです。しかし、その方々は、自分の事務所について誇り高く自信を持って語ってくれました。その姿勢に対して感動を覚えました。

IPBAは、各国の素晴らしい弁護士にお会いできる非常に貴重な機会でしたが、IPBAの一番意外な恩恵は、たくさんの日本の事務所の弁護士の方々にお会いできたということでした。関東、中部、関西地方にいらっしゃる国際的な弁護士がIPBAに集まりますので、我々と同じように考えていらっしゃる弁護士の方々とお話したり、意見を交換したりすることで大変な刺激を受けました。

ちなみに、今年の4月にはAucklandのIPBAにも参加しました。今年のコンフェレンスの最終日に、昨年のコンフェレンスと違い、今回は独立前の事務所名は自己紹介の時に一切言及していなかったことに気づきました。来年のIPBAでは、昨年や今年とまた違うどのような経験ができるのかを今から楽しみにしております。

IPBAオークランド大会

一束の間の参加でも・・・

Competition Law Committee Vice-Chair

山田 篤 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

IPBA総会への参加はかれこれ今回で6回目になる。地元開催なら参加しやすいよと誘われ参加した2011年の京都大会に始まり、その後ソウル、バンクーバー、香港、KL、そして今回のオークランド(ちなみに、途中のデリー大会も参加する気満々でビザまで取得していたのであるが、あろうことか出発前に体調を崩してしまいインド初訪問はお預けになってしまった…)。多彩な開催地を訪問する機会が得られるのがIPBAの大きな魅力だと思う。当然今回も、このような機会でもなければニュー・ジーランドを訪問する機会もなかろうと思ひ参加を決めた。

とはいえ、調べてみると東京からオークランドへは幸い直行便があるものの、フライトは10時間と思ったよりも遠い。また、フライト時刻の関係で予定が組みにくく、前後の予定の関係もあり、2泊3日と少しタイトな予定になってしまった。しかも、本来であればIPBAに参加した気分がぐっと盛り上がる歓迎レセプ

ションやジャパン・ナイトに参加できない。気持ちが揺らぐところであるが、迷い始める前に、登録・ホテル予約・フライト予約を済ませる(いつも思うが、予定を固めてしまうのは結構重要と思う)。

参加が確定してしまうと、出発まであっという間である。オークランドに到着後、入国審査の際に「滞在3日で何をするつもりなのか」と半ば呆れられた(ような印象であった)が、気を取り直してホテル・カンファレンス会場へ向かう。登録を済ませ、昨年のKL大会で出会ったインドからの参加者と再会。そのうちに、顔見知りの参加者何人かと話をしていくうちにペースをつかめ、場になじめた。翌日のセッションの打ち合わせを済ませ、現地法律事務所主催のレセプションに参加、その後GALAディナーへ。ここまで来ると、さらに色々な人と出会う機会があり、交流がさらに広がる。



Farewell Partyにて

翌日は、ランチをはさんでセッションを無事終え、ほんの束の間だけ市内散歩。オークランド中心部がさほど広くないことが幸いした。その後、Farewell Partyに参加。今回はFarewell Partyがカンファレンス会場から近くて移動の負担もなく、パーティ会場でさらに色々な人との出会いを充実させることができたように思う。そして、翌早朝にはホテルを出発して帰路に。

大変慌ただしかったが、知り合いとの再会および新しい人との出会いの機会は十分にあった。セッションおよびイベントへの参加(さらに現地を観光する時間)が限られたのが残念であったが、短期滞在ながらも、IPBA総会に参加する楽しさを再確認し、次につなげることができたように思う。次回はフィリピンのマニラとのこと。こちら未踏の地であり、今から楽しみである。

IPBAオークランド大会を振り返って

前田 葉子 (シティユーワ法律事務所)

私は2012年頃から始まって何度かIPBAの大会に参加して参りました。

今回日本IPBAの会報に寄稿する機会を頂きましたので、個人的に印象的だった場面を振り返ってみたいと思います。主にIPBA未体験または初心者の方にとって、何かのご参考になればと思います。

(1) グループ・ディスカッション

今回、仲裁手続きにおけるPrivilegeをテーマとしたグループ・ディスカッションのセッションに参加しました。

前半、参加者は大体10名前後のグループに分かれて、与えられたテーマ（例えば、国際仲裁において世界共通のPrivilegeに関するルールを定めることは可能か？など）についてディスカッションします。各グループ1～2名のモデレーターが入り、司会を務めたり盛り上げたり、話していない人に話を振ってくれたりします。後半の全体セッションではモデレーターが自分のグループでどんな議論がされたかということに要約して報告するという形態です。

このスタイルのセッションは少人数であるため、英語のディスカッションで自主的に発言する練習としても、知り合いを増やすにも良い場だなどと思います。また、1つのテーマについて「日本ではこうだ」「シンガポールではこうだ」といった視点で議論することが多いので、話すことがあるのも良いところです。

なお日本からはアンダーソン毛利・友常法律事務所の井上葵先生がモデレーター&スピーカーを務められ、スマートにまとめておられました。



(2) 早朝のセッション

今回のIPBAではEmergency Arbitratorについてというセッションでパネリストの1人を務めました。

連日連夜のレセプションや二次会で、参加者も大体疲れ果てている状態で土曜朝8:30開始のセッションでしたので、むしろ参加する人なんているだろうか・・・という懸念を持って臨みましたが、確かに参加人数はそれほど多くないものの、意外に活気がありフロアから発言の多いセッションになりました。実際、パネリストの1人はセッション後、「自分は朝1番のセッションが好きだ。なぜなら本当にそのテーマに興味のある参加者しか基本的には来ないから」と言っておられ、なるほど、と思いました。

ということで、オーディエンスにとってもスピーカーにとっても、朝一番のセッションというのも意外と悪くないことを発見しました。

(3) Japan Night

日本IPBAの会が主催するJapan Nightは毎年、日本人の参加者はもちろん、多くの海外からの参加者が参加され、にぎわいます。今年はwelcome receptionの直後、それもカンファレンスの会場であるコンベンションセンター内で行われたため、例年以上の賑わいを見せました。日本人が多いということ、外国人の参加者も多少なりと日本関連に興味がある人が多いことから、新しい知り合いを作りやすく、気負わず参加できる素敵な会です。

Japan Nightの毎年の盛況ぶりに触発されたのか、今年新たに○○ Nightというイベントが他の国からの参加者の主催で行われていたようで（残念ながら参加できず）、Japan Nightの人気を物語っています。

(4) Women Business Lawyers Reception

これも今年初めて参加したレセプションでした。

15:30から16:30という昼間のセッションですが、グラスワインを片手に始まりました。

スピーカーはスカッシュというスポーツで何度もワールドオープンを制したSuzan DevoyさんというNZ出身の元スポーツ選手（現在はNZのHuman Right Commissionの要職）が務められたのでスカッシュの話が大部分を占め、楽しい会でした。また、他の参加者の方とおしゃべりする時間がプレゼン前後にあります。女性同士だと年代や専門分野が違って話しやすい人が多く（個人差あり）、これから初めて参加される女性の弁護士の方にはオススメです。

取り留めのない内容ですが、これから参加される方のご参考となれば幸いです。これをお読みいただいた方にもそうでない方にも、2018年、IPBAマニラ大会でお会いできるのを楽しみにしています。

IPBAにて”Japan”を発信する

—”弁護士”から”Lawyer”へ—

寺田 知洋（日比谷中田法律事務所）

私は、今年でIPBA年次総会への参加は、5年連続5回目となり、サッカー日本代表のワールドカップ出場記録に並んだところである。5回目ともなると、アジアでは日本ならぬ、日本の若手では”Tom”（私は、通称”Tom”というニックネームで外国人には通している。）ということで、IPBAで顔なじみの弁護士も多くなり、Hong KongのOlivia Kung、SingaporeのGmeleen Tombocとは、近況をFaceBookやLinkedinで共有するだけではなく若手同士として楽しく語り、McMillanのHerbert (Herb) Ono、Don Water、Allen & GledhillのChong Yee Leong、FroriepのCatrina Luchsinger Gahwilerはいつも気さくに声をかけてくれる。今年はその中に、Gleiss LutzのMichael Burianが加わった。彼とは昨年半年以上、クロスボーダーのM&Aにて協働し、IPBAの2か月程前に、日本で案件祝勝会もやっており、今回のIPBAで会えることを楽しみにしていた。このように、若手でも英語で議論できるようになると、一人前のlawyerとして扱ってくれるのが、IPBAの良いところである。

以上のようなSocializingの他に、今回、私はMr. Japan Night中山達樹弁護士の代わりに、Japan Nightの司会を務めるという大仕事があった。私は、Japan Nightの面目を潰さぬよう、さらに、場を盛り上げるために、いくつかの仕掛けを考えていた。まず、余興「ピコ太郎」である。世界的に有名になった「一発屋」にあやかるうということである。簡単にいうと「パクリ」であるが、盛り上がればよいのだ。私は、今でこそ英語で外人と対等に議論を行う自信があるが、外国人の前で、英語で余興を行うのは、当然のことながら初めてである。「ピコ太郎」のことを知らない外国人もいるだろう。そんな中で、私の目標は、外国人と一緒にピコ太郎ダンスを踊っていただくというものであった。さらに、Japan Nightの冒頭に、前IPBA会長の国谷先生、前IPBA Japan会長の原先生、現IPBA Secretary Generalの石黒先生に、”Tell me something I do not know”（アメリカで1月に800万ダウンロードを超える人気podcastと同様の企画<http://freakonomics.com/>）というお題でのスピーチを依頼していた。これで、どこかで必ず「場が盛り上がる」体制が整った。準備万端である。

いざ、Japan Nightが始まると、会場は150人程度の外国人lawyersで埋め尽くされた。最初は、日本が誇るお三方のスピーチ”Tell me something I do not know”である。私が聞く限り、テーマに沿ったスピーチを行った方はお一方であったが、外国人の方の反応が良くて一安心した。

その後、歓談の時間を経た後、「ピコ太郎」に扮した私寺田が会場に入り、音楽に合わせて「ピコ太郎」を披露した。最初はShort Versionであるが、この段階ではまだ外国人lawyersは乗ってこない。まだ空気が温まっていないようだ。そこで、用意していたLong Versionを披露するために音楽が入った。とその時、IPBA次期Secretary Generalの女性の方が私の横に来てくれ、「あなたをfollowするから踊りましょう！」と声をかけてくれ、それにつられ、数名のlawyerが参戦してくれた。残念ながら、Shyな日本人弁護士の方々の参戦はなかったが、会場は盛り上がり、その後、私、いや「ピコ太郎」が会場を出ようとしたときには、外国人lawyerからは「一緒に写真を撮ろう」や”You are the superstar”との言葉（誉め言葉と解釈した）もいただいた。まずまずの成功だと思う。



Japan Nightにて 変装Before & After（写真：筆者提供）

翌日からはセッションに参加したが、Michael Burianのそばにいたおかげで、彼が各国のlawyersに私のことを紹介してくれた。紹介文言は、”He is a hard worker”。次回からは、”He is a very smart guy”と言われるように案件を頑張ろうと思った。

そんな中、アジア各国の規制・訴訟システムについて議論するセッションがあり、日本のパネリストがいなかった。そのため、議論は中国、ベトナム、インド等のlawyerが主導して進められた。私は質問タイムのときに、マイクを求め、日本の訴訟制度ではDiscovery制度がないこと、日本で訴訟になると英語の書類にはすべて日本語訳を付さなければならないこと、日本ではArbitrationは訴訟に比べてメジャーではないこと、英米法系の国（アジアでは香港、シンガポール）とは異なり、日本では、株式譲渡の登録を当局にしなくとも、株式譲渡の効力は有効であること、日本企業と日本企業との間のM&Aであっても、（インドネシアとは異なり）契約の言語に制約はなく、当事者が合意すれば英語での契約も有効であること、などを話した。日本のことを発信し、伝えなければ議論は始まらない。

IPBAに参加したこの5年で感じたことは、発信することの大切さである。アジア各国のlawyerは、英語の巧拙はあれ、とにかく発信し、議論する。それによって自らの



力を伸ばしている気がする。それに比べると、日本の弁護士の発言回数は少ない気がする。

また、理由はわからないが、海外のlawyerは、日本のlawyerのことを、” Bengoshi”と呼ぶ人が多い。私はそれを聞いた時に、” lawyer”って言ってくれ、と思う。これが一つの象徴であるとは思いたくないが、日本の弁護士も世界でもっと発言し、” lawyer”として世界で認められるように、ならなければならない。

最後に、私はこれから2年間、アメリカにて留学、米国事務所での研修を行う（Kirkland & Ellis LLP Chicago Office）。自分の英語をどこまで高められるか、どれだけ米国で挑戦できるか、今から楽しみであるが、今後も、Competitiveな環境に身を置いて自分を磨いていきたい。また、（私もまだまだ未熟であるが）これを読んだ若手の「弁護士」の方には、” Lawyer”になれるように研鑽を積んでいただきたい。まずは、IPBAに参加し、外国人のLawyerと英語で議論を交わすこと、それが第一歩であると思う。

弁護士1年目のIPBA

利光 伸宙（北浜法律事務所・外国法共同事業）

1 IPBAに参加を決めたきっかけ

私は、今年の一月に弁護士として働き始めました。もちろん、IPBAに参加をするのも初めてである私が参加を決めたきっかけは、将来的に涉外案件に携わりたいと考えていること、入所直後に参加した大阪IPBAの新年会で豊島ひろ江先生をはじめとした会員の先生方がIPBAの魅力について教えて下さったことでした。

その上で、参加にあたって、①できるだけ多くの外国人弁護士と英語でコミュニケーションを図ること、②海外の最新の法律事情についての示唆を得ることを獲得目標に定め、ニュージーランドに向けて出国しました。

2 英語によるビジネストークの難しさ

IPBAで最初に参加したのが、Welcome Receptionでした。初めての国際会議でドギマギしている私をよそに、立食形式でのパーティーが開始し、国境を越えた名刺交換が始まりました。私も話す内容をある程度は想定して行ったものの、いきなりは会話の端緒がつかめなかったため、同じ事務所の英語が堪能な先輩弁護士の後ろに付いて、英語でのビジネストークの作法を学ぼうとしました。

そこでは、予想通り、互いの専門分野についての話題が中心でした。一年目の私は当然ですが「専門分野」と呼べるものを持っていなかったのですが、それでは外国人弁護士に相手にされないと思い、「自分が興味を持っている分野は…」という形で誤魔化しつつ、何

とか会話に入る努力をしました。

また、私は学生時代に海外旅行で複数の国に行った経験があったため、訪れたことのある国の弁護士とは互いの国の料理のことや観光スポットのことなどで盛り上がることができました。他方で、宗教のことや文化のことなど、相手の国ではタブーとされている可能性のある事柄については、触れないように探り探りで会話を進めました。

3 世界で活躍する日本人弁護士の姿

翌日は、待ちに待ったSessionが始まりました。私が一番印象に残っているのが、TPPに関して各国の弁護士がパネリストとして登壇し、議論を交わしたSessionです。その中でも、大江橋法律事務所の近藤直生先生がパネリストとして発言をされているお姿は大変印象的でした。日本人はよく、国際的な会議の場等では、交渉下手であるとの批判がなされます。しかし、近藤先生は、ご自身の意見を臆することなく堂々と英語で発言され、時に会場の笑いを誘い、会場から拍手を送られていました。このように、国際会議の場で第一線で活躍されている日本の弁護士の先生にお会いすることができたことは、他では得難い経験となりました（他にも、東京の大規模事務所のファウンディング・パートナーや所長の先生も多数参加しておられました）。

また、その他にも、「AIと弁護士の関わり方」や「外国人労働者に関する法的問題」等、いずれも示唆に富むSessionを聴講することができました。

4 おわりに

このように、私はIPBAに参加し、英語をビジネスとしていくことの厳しさについて学ぶ一方、英語を用いることで弁護士としての可能性が何倍にも膨らむことも実感することができました。また、帰国してから数えてみると、50枚以上の外国人弁護士の名刺が手元にあり、普段の業務では接点のない様々な弁護士との交流を図る貴重な機会ともなりました。一年目という、これからの弁護士人生を左右する大事な年に、IPBAに参加させていただいたことに感謝いたします。今後ともよろしくお願いたします。



Welcome Receptionの様子（写真：筆者提供）

IPBA年次総会初参加

—今治を世界的な都市に—

佐々木 達耶（弁護士法人東町法律事務所）

1 はじめに

これまで、英語に対する苦手意識があり、海外に対する興味はそれほど持っていませんでした。しかしながら、昨年事務所に入所して以降、先輩弁護士が外国の方と流暢に英語で話しているのを見て、自分も話せるようになりたいと思うようになり、少しずつ英語に興味を持ち始めました。また、弊所の強みでもある海事分野に関する仕事には英語が必須であるということもあり、今回、思い切ってIPBAへの参加を決めました。

2 総会を通じて感じたこと

(1) IPBA会場に到着して受付を済ますと、ネームカードが配られました。そこには、名前の他に、事務所がある都市名も書かれていました。もちろん、私のネームカードには「IMABARI」と書かれていました。皆さんは「今治」という都市をご存知ですか？近年、「今治タオル」で少しずつ知名度が上がってきているとはいえ、日本人でも何県にあるのか分からないという方も多くいらっしゃると思います。それほど知名度の高くない今治ですから、会話をする皆さんから「今治ってどこの？何が有名なの？」と聞かれました。

このように、今治が会話の取っ掛かりになることは嬉しかった反面、世界でも類を見ない海事産業（海運業、造船業、船用工業）が集積する海事都市である今治の知名度があまりにも低いことに（分かってはいましたが）悲しくなりました。

(2) 自己紹介をひと通り終わると、多くの方から専門分野について質問されました。まだ2年目の私には専門分野と呼べるものはありませんので、どのように回答すればよいかとても悩みました。私は、「訴訟を多く扱っている。海事法についても勉強中である。」という回答をしていましたが、そこから突っ込んだ話になると、そもそも知識が不足していることに加え、法律の専門的な知識について英語で会話する程の英語力も無く、答えに窮するということが多くありました。

(3) また、総会では、マリタイムコミッティーのセッションを中心に幾つかのセッションに参加しました。セッションに参加してみて、海外の弁護士が積極的に質問をしたり、意見を述べているのを目の当たりにし、彼らの少しでも多くのことを吸収しようとする積極的な姿勢にとっても刺激を受けました。私の場合、まずは、セッションの内容を十分理解できるようにな

る必要がありますが、次回以降のIPBAでは彼らのように積極的な姿勢でセッションに臨みたいと思います。

3 最後に

今回初めてIPBAに参加して、自分の英語力の低さを痛感しましたが、次回のIPBAでは世界の弁護士たちと楽しくコミュニケーションを図れるよう、英語力を向上させるという明確な目標を持つことができました。また、今治を世界中の弁護士にも知ってもらえるよう、次回のIPBAでは積極的にコミュニケーションを図りたいと思っています。

初参加のIPBAは、学ぶことが非常に多く、とても刺激的なものでした。現地でお話ししていただいた日本IPBAの会の会員の皆様、誠にありがとうございました。



Waiheke 島ワイナリーにて (写真：筆者提供)

ハワイからIPBA初参加

沖 真平（グッドシル・アンダーソン・クイン& スタイル法律事務所）

今年初めてIPBA年次総会に出席しました。上司であるアラン藤本が長年IPBAの活動を行っており、数年前から参加を薦められていました。当初IPBAの設立時にGerald Sumida やMark Shklovを含むハワイ州弁護士が数名関与していたこともあり、ハワイからは毎年数名の弁護士が参加しているそうです。オークランドはホノルルからの直行便があり便利という事もあり、ようやく今年参加することを決めました。

私は日本人ですが、2010年にハワイ州でロースクールを卒業後ハワイで弁護士資格を取得しました。その後7年間ハワイで主に不動産取引や会社法を中心に仕事をしています。ハワイという場所柄日本語ができる事は



大きなアドバンテージで、いろいろと日本のお客様のお手伝いをさせていただいています。しかし、ハワイは世界各地から遠く離れた場所であるため取り扱う案件や知り合える人に限りがあります。そこで、IPBAのメンバーになり世界観を少し広げてみたいという気持ちがありました。総会への参加は予想していた以上にすばらしい勉強の機会となりました。ソーシャルイベントでは世界各国から多方面で活躍している弁護士と話をしたり、勉強会のセッションでは同じ職業とはいえ世界では自分とはまったく違った仕事をしている弁護士が多くいることに感激しました。

参加者はフレンドリーで話しやすく、思っていた以上に若い弁護士も参加していました。名前、出身地、専門の話から始まり、各国の特殊な文化や弁護士の苦労や喜びについても話し合いました。二日目、三日目となると前日にあった人と再会することもあり、弁護士になった理由や家族の話などもしました。お話しをした方々は皆英語が驚くほど流暢であり、コミュニケーションに困る事は特にありませんでした。バイリンガル・トライリンガルが当たり前の世界。。。すごいです。日本からも多くの弁護士が参加されていたので日本とのネットワークを広げる良い機会にもなり、Japan Nightでの盛り上がりはとても印象に残るものでした。

帰国後はLinkedInなどのソーシャルメディアを通じ、お会いした方とのつながりを維持できるように心がけています。毎年参加されるメンバーも多く、ベテランの参加者は毎年恒例の再会となっているのがうらやましいです。

はじめて参加したIPBAの年次総会ですが、とても貴重な体験を得ることが出来ました。来年のマニラ大会は必ず出席したいです。Hope to see you there.



ハワイ、フランス、UK等からの参加者たちと（写真：筆者提供）

シンガポールから参加して

～Meeting New Friends and Old Friends～

大塚 周平（ラジャ・タン法律事務所）

このたび、IPBAオークランド大会に参加しました。多くの新たな友人、また古くからの友人・先輩・恩人方にもお会いでき、大変有意義な会となりました。私は現在、東南アジアの現地法律事務所のパートナーとして執務し、シンガポールを本拠地としていますが、そうした視点からもご報告させていただきます。長くご参加されている方々には当たり前の話で恐縮ですが、特に今回ご参加できなかった日本の皆様においても、次年度以降に向けて何かしらご参考になりましたら幸いです。

IPBAの目的は「アジア・太平洋地域に居住もしくはアジア・太平洋地域に関心のある各法律分野の法曹の交流を強化するとともに、最新の専門法律知識を交換して、アジア・太平洋地域の発展に寄与する点にある」と定められています。私も今大会でお会いした方々は、出身国、出身民族、法律を学んだ国、現在働いている国、経験・専門分野もまったくもって区々でした。いわゆる国際法務を数十年にわたり担われた重鎮弁護士もいれば、若手でこれから漕ぎ出そうという弁護士まで多士済々です。私自身、シンガポールで外国法・外国の弁護士と接することで、日々新たな発見・学びがありますが、今大会では、平素以上に多様な各国弁護士、各国法に触れることができ、新鮮な発見・驚きも多くありました。

反面、皆弁護士としての独特の同胞意識もまたあるように思います。私自身、法曹から離れた職種で働いたこともありましたが、弁護士の同胞意識はまた心地よさもあります。たとえどこで学び、どこで働こうとも、弁護士として共通するマインドのようなものがあるのかもしれませんが、ましてIPBAにはアジア・太平洋についての関心、という共通軸があります。弁護士としての共通のマインドと共通の関心軸、これが私たちを結びつけ、その中で、夜遅くまで語らいあったり、ジョークを言い合ったり、お酒を飲みすぎてしまったりと、まるで気兼ねない仲間のように感じます。その意味で、今回出会った新たな友人たちもまた、古くからの友人のような親近感がありました。

親近感の一例かもしれないと思うのが、言語です。大会で話される言語は（各国弁護士間では各国語も話されますが）概ね英語です。しかし、大会の参加者の多くは必ずしも英語ネイティブというわけでもありません。ノンネイティブが正確な英語が話せないことから尻込みされる場面に遭遇することもありますし、私またしかに、米英ではそうした「正確な英語」という壁があるように感じたこともありました。ですが最近はことアジアでは、もうどうでもよいものと感じるようになりました。



例えば、私は現在、シンガポールでシンガポール人に囲まれて勤務していますが、当地で話されるのは、シングリッシュとも称される、ブロークンな英語です。ラジャ・タンの東南アジア各国オフィスやクライアントと日々やりとりする英語は、シンガポールなまり、中国なまり、ベトナムなまり、フィリピンなまり、インドネシアなまり、そして日本なまりです。こうした環境にいますと、「正確な英語」などというものはないということを実感しますし、当地の人たちも、片言英語、アクセント・なまりの強い英語に非常に寛容です。私も最近、日本なまり・アクセントとは日本人であることの個性にすぎず、誇りをもつべきものと思っています。IPBA大会でも、アジア各国のキャリア豊富な弁護士が、それぞれの国のアクセントで堂々と話すのを見、誰もがそれを当然と受け入れるのも見ましても、改めてそう思いましたし、私も見習いたく思います。

法律家というある種合理性を生業としながらも、このように、弁護士としての同胞意識、アジア的親近感・寛容度・温かみもあるのが、アジアにおける法曹で、それはまたIPBA精神にも通じるのではないかと思います。（もちろん、この精神の醸成には長年にわたる多くの先達のご尽力があったに違いありません。）

翻りまして、弁護士・アジアにおける法曹の直面する課題は山積です。今回の大会の各セッションテーマでも取り上げられていました、中国景気の動向、米トランプ大統領就任に伴うTPPの行く末、Brexit・EUはじめ各国におけるグローバリゼーションへの歯止め（これは東南アジアにおいても見られるようになってきました）など、グローバル経済は不確実性に満ちていて、それがまた法律問題・法律紛争に影響しています。テクノロジーの目覚ましい発達、なかでもAIの勃興が、従来の弁護士の業務は大きく変えることはもはや不可避なのでしょうが、新たな弁護士像、業務のあり方、また弁護士としていかに新たな貢献を見出すかは喫緊の課題です。また、クライアントからのプレッシャー・競争も益々熾烈化する中、弁護士のデリバリースキルとマーケティングスキルのバランス、最近ではミレニアル世代と呼ばれる若手アソシエイトとの接し方等、法律事務所経営の問題も、古くからあることだと思いますが、やはり各国の弁護士に共通する課題だと思います。

これらの課題に対し、弁護士としても、個人、事務所、国・法域を超えて、真剣に取り組み、考えなければならないことは間違いありません。そして、まさにIPBAのような場こそ、事務所、弁護士の団体や国の垣根さえ越え、個々の利害を超え、各弁護士が、同胞として課題・知識・経験をシェアしあい、相互理解・連帯のもと、これら課題にも立ち向かう場になるのではないかと思います。上記の精神のもと、そうした場は他にはそう見当たらず、得がたいものでないか、

そんな思いを強く抱いた数日間となりました。

ニュージーランド、シンガポールからも9時間半から10時間と、思ったより遠くはありましたが、参加してよかったと強く思う会でした。来年は当事務所が拠点とするマニラ、そして再来年は私の在住するシンガポールが開催地です。私も、ラジャ・タンの東南アジア各国650名の同僚アジア弁護士とともに、アジア的ホスピタリティをもって、東南アジアそしてシンガポールに皆様をお迎えし、またお会いできますことが、楽しみでなりません。

～日本IPBAの会より～

日本IPBAの会広報委員会 副委員長就任のご挨拶

日本IPBAの会 広報委員会副委員長

山下 和哉（弁護士法人東町法律事務所）

本年から、日本IPBAの会 広報委員会 副委員長に就任いたしました山下和哉と申します。貴重な紙面を割いて恐縮ですが、「自己紹介」、「私にとってのIPBA」及び「抱負」について述べさせていただきます。

1 自己紹介

私は、弁護士法人東町法律事務所・東京事務所に所属する旧63期の弁護士です。大阪生まれ・大阪育ちで、ロンドン訛りの英語を話します（将来）。主な取扱い分野は、倒産法と海商法でして、2014年から2016年まで法務省において商法（運送・海商関係）等の改正の立案に携わった経験もあり、IPBAでは、海事法委員会や倒産法委員会に所属しています。

2 私にとってのIPBA

IPBAとの出会いは、2012年のニューデリー（インド）大会でした。英語もろくに話せない身でありながら、事務所の先輩に誘われ、不安とドキドキの中参加しましたが、終わってみると、こんなに楽しいことがあるのか、という程にIPBAを楽しんでいる自分がありました。その後は、2013年のソウル（韓国）大会と2017年のオークランド（ニュージーランド）大会にも参加しました。

そんな中感じたIPBAの魅力は、「世界に開かれていながら温かいこと」にあると思います。拙い英語でも、お互いの文化、歴史、法律からプライベートなことまで、何でも楽しく話すことができます。出張や旅行の際には連絡を取り合って東京又は海外の現地で会食等をしたり、海外法制について知りたいときには気軽に質問したり、IPBAに参加することで得られた大変貴重な財産だと感じています。



今後も積極的にIPBAに参加し、この人脈をより大きく大きいものにしていきたいと考えています。

3 抱負

広報委員会の副委員長としての抱負は、今までにないものを幅広く発信していきたい、ということです。現委員長の林依利子先生を始め先輩方が創ってこられた基盤を最大限に活用するとともに、特に若手という独自の視点で、SNS等もより一層活用しながら、日本IPBAの会を知らない方々を含め幅広くその魅力を伝えていきたいと考えています。

まだまだ未熟者でございますが、精一杯努力してまいりますので、皆様、IPBAの空気に負けないくらい温かい目で見守っていただき、また、ご指導いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



オークランドにて筆者（左） 写真：筆者提供

日本IPBAの会ウェブサイト・

公式Facebookにて最新情報を発信中！

イベント情報などいち早くお知らせしています
ぜひチェックしてみてください

<http://ipbajp.com>

— 編集後記 —

IPBA Cross-Border Investment Committee Co-Chair

日本IPBAの会 広報委員会委員長

林 依利子（弁護士法人 大江橋法律事務所）

今年のIPBA年次総会は、オークランドというやや地理的に不便な場所で行われたにもかかわらず、たくさんの日本の会の会員の皆様にご参加いただき、今回のニューズレターでも、多様なバックグラウンドの方々から、多様な視点からの感想をお寄せいただくことができました。

お寄せいただいた原稿の中でも指摘されているとおり、日本は、そして、日本の弁護士である我々は、今、重要なチャレンジの局面に立たされていると思います。トランプ大統領がTPP離脱を決めた中、グローバル経済において、日本はどのような道を歩むべきか、AI、IoTをはじめとする世界を揺るがすイノベーションが次々と生み出される中、日本はどのように対応していくべきか、また、それらにおいて弁護士である我々はどのような役割を果たせるのか。さらに、マネジメント世代とミレニアル世代と呼ばれる若手世代とのギャップ、働き方改革が求められるなどの社会環境の課題に直面する中、求められる法律事務所経営とは、弁護士としてのプロフェッショナルの在り方とは何か。そのようなテーマに対して、セッション、ソーシャルプログラムの交流の場、各所で自然発生する飲み会の場などで、出身地、世代、専門分野を問わず、自由で多様な議論が交わされたことと存じます。

私自身も、今年の年次総会では、委員長をつとめる国際投資委員会（Cross-Border Investment Committee）と日本の会の石本茂彦先生が委員長を務められているAPEC委員会との共同セッションで、スタートアップをはじめとする中小企業のグローバリゼーションにおける法的課題と弁護士が果たせる役割についてのセッションを企画し、モデレーターをつとめました。アジア各国は、テクノロジー改革の波に乗り遅れないよう、多様な政策を打ち出し、スタートアップを育てようとしていること、弁護士も何とかしてそれをサポートしたいという意欲があることが共有できましたが、アジアの国々はまだ手探り状態であることは否めず、こと日本においても海外展開に成功しているスタートアップが多いとはいいにくい状況であると思われます。

そのような疑問を抱える中、先月、カリフォルニアにて、元駐日米国大使のJohn Roos氏にお会いする機会に恵まれました。Roos氏は、2011年のIPBA京都／大阪年次総会の際、東日本大震災と原発問題で激務と多忙を極めていた中、プレナリセッションにパネリストとしてご参加いただき、Wilson Sonsini Goodrich & RosatiでCEOを務められ、Googleなどの世界を代表する



テクノロジー企業をスタートアップのころから育てた経験に基づき、日本のスタートアップが成長するために必要なインフラストラクチャーなどについてお話をいただいたこともあり、IPBAにもご縁の深い方です。

そのRoos氏に、このテクノロジー大変革時代における日本のスタートアップの未来についてお聞きしたところ、日本人がもともと持っている高いentrepreneurshipの精神、精緻な技術力、最近の英語教育改革などの政策、その他の要因に鑑みれば、2011年のころと比較しても日本のスタートアップが成長し世界で伍していくポテンシャルは十分に高まっており、日本の弁護士である我々もシリコンバレーの法律事務所のプラクティスなどを学んでそのサポートをしていくことが肝要であるという励ましのお言葉をいただきました。このお言葉を聞き、変革はチャレンジの絶好のタイミングであり、弁護士としても、常に新しい知識やスキルを学び、クライアントのチャレンジに対して最善のサポートを提供できるよう努力していくことが必要であるとあらためて感じました。IPBAは、そのような知識やスキルを学び、意識を高めていくためにとても理想的なプラットフォームであるように思います。

来年2018年は、マニラ、その翌年2019年はシンガポールでの年次総会の開催となります。本年度で50周年の節目を迎え、TPPやR-CEPなどダイナミックな自由経済連携枠組みでの動きも注目されるASEANでの開催が続きます。多くの日本の会の会員の皆様とエキサイティングな年次総会を創ることができることを楽しみにしています。

日本IPBAの会イベントのお知らせ

来年のマニラ大会へ向けて、Mr. Perry Pe次期IPBA Presidentを迎えてのレセプション開催が決定しました。

- 2017年11月29日（水）大阪
弁護士会館B1F 洋食倶楽部EN
- 2017年11月30日（木）19:00～（予定）東京
都市センターホテル6F

詳細が決まり次第、メール・ウェブサイト・Facebookにてお知らせします。今からご予約ください！

IPBA 28th Annual Meeting & Conference

2018年マニラ大会のご案内



日時：2018年3月14日（水）～16日（金）

テーマ：“Fostering Seamless Cooperation in ASEAN and Beyond”

会場：Shangri-La at The Fort, Bonifacio Global City

会議詳細・参加予約は公式ウェブサイトから

<https://www.ipba2018.com/>

2017年9月30日まで **Super Early Bird** 割引登録

受付中です。ぜひお早めにご登録ください！

*マニラ大会は例年より早い3月の開催、3日間に凝縮されたスケジュールとなります。

3/14(水)	13:00～	開会式、プレナリーセッション
	17:00～	New Members & IPBA Scholars Reception
	18:00～	Women Business Lawyers Reception
	19:00～	Welcome Reception
		Japan Night (予定)
3/15(木)	9:00～	コミッティー・セッション
	19:30～	Gala Night
3/16(金)	9:00～	コミッティー・セッション
	16:00～17:30	AGM
	19:30～	Farewell Night

*上記スケジュールは随時変更になることがあります。

最新の情報はマニラ大会ウェブサイトでご確認ください。